

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（原案）に対して提出された意見・情報ならびに県の考え方および修正の内容

実施期間：令和7年12月17日（水）から令和8年1月16日（金）まで

意見等の件数：24人から計96件

提出された意見等の内訳

項目	件数
第1 基本的な考え方	
1 計画策定の目的	3
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状	
1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷	1
2 レジャー利用の現状	3
3 個別レジャーの状況と問題	
・琵琶湖ルールの認知度について	
・プレジャーボート （水上オートバイおよびモーターボート等）	
・プレジャーボートによる迷惑行為等	10
・従来型2サイクルエンジンによる環境負荷	
・釣り	4
・遊泳	
・バーベキュー、キャンプ等	
第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標	
1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方	
2 計画の基本理念	1
3 計画の目標	1
第4 施策の基本方針	10
第5 施策展開の基本方向	
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	
（1）プレジャーボートの航行規制の徹底	25
（2）環境対策型エンジンへの確実な転換	2
（3）外来魚のリリースの禁止等の徹底	26
（4）ローカルルール等の推進	3
2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	
（1）湖岸の適正利用の推進	2
（2）安全なレジャー活動の推進	
3 施策の総合的な推進	
（1）計画の進捗管理	
（2）琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい 関係構築に向けた検討	
（3）広報広聴活動の推進	3
（4）調査研究の推進	
（5）施策の推進体制	
その他	1
意見・情報 合計	96

環境・農水常任委員会 資料6-2
令和8年（2026年）3月11日
琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
第1 基本的な考え方								
1 計画策定の目的								
1	1	24	琵琶湖ルール プレジャーボートを主に述べられてる様に感じますがもっと広義的に多方面のルールの策定はいかがでしょうか？	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（以下「条例」という。）において定められたものを、琵琶湖ルールという合言葉にしています。多方面のルールとしては、「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策など、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-
2	1	24	ルール1 上記の解釈は我々利用者側もしくは事業者側の解釈とは違うように思います。規制区域内のルールに則って航行すると解釈していますが、間違っているのでしょうか？	条例第13条では「プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない」と規定されており、原則航行禁止である旨を琵琶湖ルールに掲げています。	-	-	-	-
3	1		ルール1：の具体的運用 びわ湖岸に生活する方（生活者、釣り人、水泳客等々）の日常を脅かす行為をしないように、騒音（爆音）の規制、沖合350m迄は直線的にゆっくりと航行する、沖合350m以内を浜と平行に航行しない。水上オートバイは、この事が遵守されていないので意見を申し上げます。	「第5 1（1）プレジャーボートの航行規制の徹底」において記載していることはもとより、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。	-	-	-	-
第1 基本的な考え方								
2 計画の位置づけ								
4	2	16～20	マザーレイクゴールズ（MLGs）の「変えよう、あなたと私から」をベースとした琵琶湖版SDGsのゴール11「びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう」で愛することは非常に重要だと思います。弊害の対策とともに「愛してもらう」ための施策について詰めていく必要があると思います。琵琶湖がよりきれいになれば大切にしようという思いも湧いてくるかもしれない、住民との交流が盛んになればお互いを理解する機会も増えるのではないかと、ならば我々も琵琶湖のレジャーを快適にするためにはどうしたら良いのかを考えてくれることに繋がらないでしょうか。地域住民を巻き込む施策も打ち出されていますが、「愛する」に繋がってこれたらいいなあ、と感じた次第です。	御意見のとおり、琵琶湖に関わる多くの方々にその素晴らしさを知っていただきたいと考えております。その一助となるよう、いただいた御意見を踏まえて、本計画の推進に努めてまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
第1	基本的な考え方							
	3 計画期間							
第2	琵琶湖におけるレジャー利用の現状							
	1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷							
5	3	表1	水上オートバイの在籍船隻数が県内で増加している。ビギナーと呼ばれるスポットの利用客で「車両の駐車」と「ジェットの昇降（業者の車両使用又は自車による）」をマリナーと称する場所に、近県からトレーラーにて運搬してくる。この隻数は含まれていない。	御指摘のとおり、県外から持ち込みで利用される隻数は含まれておりません。利用隻数の傾向も踏まえるために、「第2 2レジャー利用の現状 図2」において、利用隻数を調査しています。	-	-	-	-
第2	琵琶湖におけるレジャー利用の現状							
	2 レジャー利用の現状							
6	4	表2	滋賀県の「水上オートバイ講習受講者」が2割程度である。一昨年、自治会の役員の時に「琵琶湖ルール」に基づき「騒音規制」「浜からの離発着」について相談した経験から言うと、船舶をお持ちでない方はご存じでなかった。P7の認知割合も参考になる。	御指摘のとおり、琵琶湖水面上オートバイ安全講習の受講者累計を居住地別で見た場合、県内居住者は全体の約2割となっています。琵琶湖ルールについては、引き続き啓発に努め、船舶を利用される方々に重点的にお知らせしてまいります。	-	-	-	-
7	5	8	県内の釣り人口も同様の傾向にあると考えられは「琵琶湖における釣り人口はより顕著な減少傾向にあると考えられるが」が適切と考える。	御指摘の「県内の釣り人口」という記載は、県外居住者を含まない表現と受け取れるため、本文を修正します。なお、釣り人口の減少傾向については、国内の釣り人口はR5年がR1年の76%、H27年の68%、県内マリナーの出艇数はR6年がR1年の70%、H27年の62%と減少しており、県内も国内と同様の傾向にあると考えています。	5	8	県内の釣り人口も同様の傾向にあると考えられ、	県内における釣り人口も同様の傾向にあると考えられ、

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
8	5	10	「減少傾向を示しています」は「減少傾向を示していますが、内容を見ると、ビワマスの遊魚承認数（プレジャーボート）は平成27年に470人だったのが令和元年は852人、令和6年には2155人と急増し、令和7年から漁業調整委員会指示で承認数を1171人以下にするに至るなどビワマスに限っては資源量に変化はないものの釣り人口は増加傾向にあり、釣り人口全数の減少にブレーキが掛かっています。一方でその他魚種は資源の減少と共に顕著に釣り人口が減少し、中でも鯉は資源量の減少に外来種アカミミガメによる釣り餌の食害が加わり釣果が低下傾向にあること、釣り人の高齢化、さらにはかつて全国屈指の大型鯉の釣り場だった南湖東岸の湖岸緑地はキャンプブームで休日の釣りが事実上困難となり、特に今年から料金ゲートが暫定導入された公園では若干名と購買力のある外国籍の釣り人を除くと釣り人は皆無に近くなっています。」が適切と考える。	県内全体の釣り人口については、根拠となるデータがないことから、一例として県内の代表的なマリーナに触れていますが、御指摘のような要因は把握できないため、原文のとおりとします。 また、公園利用については、キャンプなどの特定用途に限定されることなく、釣りを含め幅広い用途に利用されることが望ましいと考えます。	-	-	-	-
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状								
3 個別レジャーの状況と問題								
・琵琶湖ルールの認知度について								
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状								
3 個別レジャーの状況と問題								
・プレジャーボート（水上オートバイおよびモーターボート等）								
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状								
3 個別レジャーの状況と問題								
・プレジャーボートによる迷惑行為等								
9	7~8	17~ P8全 て	一面的すぎるかもしれないが彦根の閉鎖が湖西での水上オートバイの保管並びにビギナーの増加に繋がっていると考える。令和7年夏の国体を考慮するとやむを得なかったか？ 「〇〇」と称する水上オートバイ保管、プレジャーボート保管、市街化調整区域での屋根の付いたデッキの設置、バーベキュー等の飲食でのサービス、水上オートバイ、プレジャーボートの昇降、可動式棧橋の常設等々、近所の住民は一時期通報していたが効果が無いので、夏場に窓を閉め切って爆音対策をしている。	情報提供ありがとうございます。御提供の情報も踏まえて、「第5 2秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策など、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
10	8	8	プレジャーボートによる迷惑行為等 9～32まで記載があるが湖西方面のことが全く記載されていない。	湖西方面における迷惑行為等は依然として改善傾向にないと考えており、「第5 1（1）イ現行施策の評価と課題」において記載しています。特に、違反行為の多くが湖西地域に集中しており、その旨記載しています。	-	-	-	-
11	8	9	<p>プレジャーボートによる迷惑行為が改善傾向にある、とありますが、私が利用したときはそのようには感じませんでした。そもそも平成15年で117件だったものが、平成16年には59件、以降は減少傾向で推移していると説明されていますが、欄外にある警察への苦情が100件を超えており、実際には苦情件数は減っておらず、正しい統計値となっているか疑問があります。一般市民に正しい情報を伝えるためには、警察に寄せられた苦情、迷惑行為の実態などを加味して説明する必要がありますと感じます。</p> <p>また、苦情に関して休日に県に連絡をしようとしても土日は対応をしていないとのことでした。こういったレジャーによる苦情は土日こそ多くなるのではと考えられますが、特に必要となる土日に対応できないというのは制度（体制）上の不備があるのではと感じています。県としてもしかるべき連絡先を公表し自らの管理者責任を明確にすべきではないでしょうか。</p>	<p>御意見のとおり、様々な方面から要望や情報をいただく中で、県に寄せられた苦情件数のみでは実態を表せていないと考えたため、警察に寄せられた苦情件数も今回改定にあたって新たに記載しました。今後、警察に寄せられた苦情件数も見てまいります。</p> <p>夏季の土、日、祝日は全て、琵琶湖でプレジャーボートの監視・取締にあたっているところですが、その一方で、御指摘のとおり、土、日、祝日に苦情連絡を受けられる体制にないことについては、真摯に受け止めてさせていただき、取締の体制や方法と併せて検討してまいります。</p>	-	-	-	-
12	8	14	<p>（修正前）しかし、水上オートバイによる騒音問題は、条例施行当初から現在に至るまで依然として地域住民への影響を及ぼしています。</p> <p>（修正後）しかしながら、県内における水上オートバイによる騒音問題は、条例施行当初から現在に至るまで依然として地域住民への影響を及ぼしています。</p> <p>※今の記載だと、松原地先の状況が特に悪く、松原地先に限定した状況ととられる記載内容となっているため。</p>	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	8	14	しかし、水上オートバイによる騒音問題は、	しかしながら、県内における水上オートバイによる騒音問題は、

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
13	8	17~18	個人的に警察へは騒音苦情以外も、規制区域内の違反航行の苦情電話もしている。騒音苦情だけでも137件あったのならば令和6年は苦情件数として少なくとも154（137+17）件とすべきだ。 県に直接の苦情しか計上しないのはおかしい。県は警察への苦情も把握しているはずである。そもそも苦情が多いと思われる土日祝日に県のレジャー対策係に電話しても出てもらえないので、苦情件数の実態をしっかりと表しているとは思えない。土日祝日も対応して正確な実態把握をしてほしい。	御意見のとおり、様々な方面から要望や情報をいただく中で、県に寄せられた苦情件数のみでは実態を表せていないと考えたため、警察に寄せられた苦情件数も今回改定にあたって新たに記載しました。今後、警察に寄せられた苦情件数も見てまいります。 夏季の土、日、祝日は全て、琵琶湖でプレジャーボートの監視・取締にあたっているところですが、その一方で、御指摘のとおり、土、日、祝日に苦情連絡を受けられる体制にないことについては、真摯に受け止めさせていただき、取締の体制や方法と併せて検討してまいります。	-	-	-	-
14	8	19	「静かになった」「騒がしくなった」は、条例制定前の琵琶湖に比べての評価であるべきで、その当時からその場所に居住している住民に対して調査すべき。調査対象者や居住年数等を考慮しないと間違った答えになる。 そもそも今琵琶湖で使用できる水上バイクは条例制定前のものよりかなり静かであり（各メーカーも静かでクリーンなエンジンを作っている）、騒がしくなったと感ずることはないはず。 騒がしいのはごく一部の、本来琵琶湖で使用できないモデルの水上バイクです。これらはほとんどが近江八幡もしくは近江舞子南浜より出港しておるため、その場所での重点的な取り締まりと罰則の強化をするべきである。	図6の県民向けアンケート調査については、居住地を限定せず琵琶湖に関わる中で、それぞれの方が感じておられることを率直に伺ったものです。回答結果については、慎重に扱ってまいります。 また、各種の情報提供ありがとうございます。引き続き各方面からの情報収集に努めてまいります。	-	-	-	-
15	8	28	（修正前）また、彦根市南三ツ谷町付近では、琵琶湖ルール未認知あるいは日本語を解さないことに起因すると考えられる利用者による騒音や迷惑行為が確認されています。 （修正後）また、彦根市南三ツ谷町などでは、外国人利用者が多いこともあり、琵琶湖ルール未認知等に起因すると考えられる利用者による騒音や迷惑行為が確認されています。	御意見の点については、外国人の定義が必ずしも明確でないこと、また国籍の如何が直接の原因と限定できないと考えるため、その点は原文のままとします。 そのほかについては、御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	8	28	彦根市南三ツ谷町付近では、	彦根市南三ツ谷町などでは、

No.	案への御意見		御意見等 (要約)	県の考え方	計画等における対応 (計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
16	8	31	<p>「これらの状況を踏まえ、更なる規制強化や…」は</p> <p>「これらの状況の一方で、消波堤防の無い港の航路付近では「琵琶湖における水上交通の方法等に関する教則」第2節の2「港での航法」の(3)「港の付近では他の船舶に危険を及ぼさないよう徐行」が奨励されるところ、航行規制水域外だという理由でウェイクボードの利用者が高速走行し、釣り人と競合寸前に至ったり、引き波で客船の乗客の乗降の安全に船運会社が特段の注意を払う必要に迫られるなどの社会的影響がありました。このケースは釣り人からの『お互いのレジャーの特性の理解を前提とした利用調整』の提案で相互理解が進み、結果安寧状態が達成されています。自由使用下では、当事者同士の相互のレジャー特性を理解した利用調整が規制強化よりも先にあることが望ましい為、まずは「利用調整の手引き」を作成して啓発を行い、調整が不調であれば状況を踏まえ更なる規制強化や…」</p> <p>が適切と考える。</p>	<p>本計画は、琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していく観点からのものであるため、原文のままとします。</p> <p>いただいた御意見および情報を踏まえて、取り組んでまいります。</p>	-	-	-	-
17	9	1~4	<p>図5の苦情件数は、あくまでも「県に直接寄せられた苦情」であり、地域の警察署や駐在所、110番通報された件数は含まれておらず、意味のない数字ではないか。</p> <p>最も利用者が多く騒音被害の多い土日祝日は役所は開庁しておらず、電話してもつながらないのではないのか。</p> <p>図6県民向けアンケートは、どのような住民を対象にしたのか。</p> <p>湖岸に隣接する住民と、内陸部の住民では騒音の被害状況などが全く異なる。最も被害を受けている県民の声を正しく拾えているのか。</p>	<p>御意見のとおり、様々な方面から要望や情報をいただく中で、県に寄せられた苦情件数のみでは実態を表せていないと考えたため、警察に寄せられた苦情件数も今回改定にあたって新たに記載しました。今後、警察に寄せられた苦情件数も見てまいります。</p> <p>夏季の土、日、祝日は全て、琵琶湖でプレジャーボートの監視・取締にあたっているところですが、その一方で、御指摘のとおり、土、日、祝日に苦情連絡を受けられる体制にないことについては、真摯に受け止めていただき、取締の体制や方法と併せて検討してまいります。</p> <p>図6の県民向けアンケート調査については、居住地を限定せず琵琶湖に関わる中で、それぞれの方が感じておられることを率直に伺ったものです。回答結果については、慎重に扱ってまいります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
18	9	図6	八屋戸浜に居住するものとして、大変騒がしくなった。99人がわからないと応えており、当該の地域に居住するものでないと当然、わからないであろう。	図6の県民向けアンケート調査については、居住地を限定せず琵琶湖に関わる中で、それぞれの方が感じておられることを率直に伺ったものです。回答結果については、慎重に扱ってまいります。	-	-	-	-
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状								
3 個別レジャーの状況と問題								
・従来型2サイクルエンジンによる環境負荷								
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状								
3 個別レジャーの状況と問題								
・釣り								
19	10	12	バス釣りや外来魚のリリース禁止等の項目はもちろんだが、近年急速にブームとなっている「冬季のワカサギ獲り」についても、湖西地域の住民にとっては大きな問題である。「民家近くの湖岸を、深夜になってもヘッドランプを点けてうろうろする」「狭い集落内に県外から車でおしかけ、私有地に駐車する」「漁具やゴミを放置して帰る」などの問題が、12月～2月頃にかけて常態化している。あくまでも地域住民に迷惑をかけない範囲のみで許される行為であり、これらについても県が何らかの規制や罰則を明文化すべきではないか。	ワカサギ獲りによる路上駐車や騒音が被害として生じていることを、本県にも情報を提供いただいております。市や警察、本県関係部署間において情報共有を図り、地域に配慮したレジャー利用となるよう、周知啓発に努めてまいります。	-	-	-	-
20	10	19～20	「前回から横ばいとなっています」に「一方で『釣れない』という回答者が今回調査から『持ち帰る』『料理して食べる』を上回る6%出てきました。」を加筆するのが適切と考える。 基本計画の文章自体は以上で良いが、「釣れない」という回答は「外来魚が釣れたらどうするか？」という問いへの回答としてやや不自然である。そこには釣り人から見ると行き過ぎたリリース禁止や、外来魚生息量が減少しているのに「特別採捕」手段の電気ショックーを使ってまで駆除を進める行政への皮肉めいた思いが込められているのではないかとと思う。（分析・意見）	本計画案では、リリース禁止の遵守状況の把握に必要な主だった回答項目について文章で記載しています。釣れないという回答やその他の回答の傾向についても、今後の施策やアンケート調査などの情報収集に活用します。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等 (要約)	県の考え方	計画等における対応 (計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
21	12	20~21	<p>「釣りにおいては、例えば、鉛を使わない錘を使うなどが考えられます」は「釣りにおいては、中略、考えられますが、性能面を鑑みた時に望ましい代替素材のタングステンは、鉛の15~20倍の価格面や加工の融通面でメーカー側の供給に大きなハードルがあり課題があります」が適切と考える。</p> <p>メーカーへのヒアリングでは、「仮に滋賀県からタングステン錘に対して助成金を貰ったとしても、需要とのマッチングから製造には大きなハードルがある」とのこと。あまり環境負荷製品の使用の進み具合の原因を釣り人だけに求めないように留意が必要。</p>	<p>本計画は方向性を示すものであり、いただいた御意見や情報は、具体的な取組の中で踏まえてまいります。また、琵琶湖のレジャー活動における、条例第20条に規定する「環境配慮製品の開発等」の広がりや、条例第21条に規定する「環境配慮製品の使用」の広がりにつながるよう、情報収集や広報啓発に努めてまいります。</p>	-	-	-	-
22	12~13	P12の28行~P13の1行	<p>「減少しており、中略、減っております」は「減少しているが、コスト面からメーカーの環境配慮製品への傾倒姿勢の変化や、環境配慮製品も「生分解性」の基準一辺倒から環境ホルモンなど有害物質が含まれていないかという「安全性」基準が出来たりと多様化したということも影響し、生分解性という選択肢が物理的に減ったという社会背景がある」が適切。</p> <p>この裏には滋賀県に限らないがキャッチ&リリースを流儀とするスポーツフィッシングのバス釣りを「外来魚駆除に当然に協力する暇潰しの遊び」と捉えた行政の認識が、釣り人口の減少、メーカーの供給ラインの狭小化のスパイラルに拍車を掛けた側面があることも忘れてはならない。日本最大のバス釣り団体「NBC」も2002年頃から環境保護を謳おうと生分解性製品に一時傾倒したが、釣り人が求めたのは価格と「魚に安全で釣果の出るルアー」であり、環境配慮意識は存続しているがその現れ方は多様化している。</p>	<p>本計画は方向性を示すものであり、いただいた御意見や情報は、具体的な取組の中で踏まえてまいります。また、生分解性製品に限らず、環境に配慮したレジャー製品の開発・普及が進むよう、関係団体からの情報収集に努め、啓発に努めてまいります。</p>	-	-	-	-
第2	琵琶湖におけるレジャー利用の現状							
	3 個別レジャーの状況と問題							
	・遊泳							
第2	琵琶湖におけるレジャー利用の現状							
	3 個別レジャーの状況と問題							
	・バーベキュー、キャンプ等							
第3	琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標							
	1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方							

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
第3	琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標							
	2 計画の基本理念							
23	16	14、20	「琵琶湖と人との共生」「琵琶湖と共生するレジャースタイル」とあるが、この場合の「琵琶湖」は何を指しているのか？単に湖としての琵琶湖を指すのであれば、そこに暮らす「地域住民」が欠落している。もちろん自然環境としての「琵琶湖」も大切だが、その環境を維持しているのは他にもない「地域住民」である。その住民と共生しない「レジャー」が蔓延するのは許されることではない。	「第3琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標」では、地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさないレジャー利用を基本理念として記載しています。なお、条例第1条においても、琵琶湖の周辺における生活環境の保全に資することを目的と記載しています。	-	-	-	-
第3	琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標							
	3 計画の目標							
24	16	6	地域住民の生活と生業に出来る限り支障を及ぼさない利用であること とあるが実態は騒音と危険な航行で地域住民は長年苦しんでいるそのことを認知いただき具体的な対応策を記載していただきたい。	本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。具体的に取り組む中で、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。	-	-	-	-
第4	施策の基本方針							
25	17	2~5	・レジャーとエコツーリズムの関係性に関して本計画内で定義するレジャーについては、琵琶湖に対する環境負荷懸念があることを前提している。一方で、エコツーリズムについては、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。」（エコツーリズム推進法）とされており、本市においても、国の認定を受けた東近江市エコツーリズム推進全体構想に基づき、「地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を来訪者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み」として、環境に負荷を与える取組「レジャー」とは一線を画す取組として推進している。以上のことから、レジャーと横並びにエコツーリズムを記載することは適当ではなく、従来の「レジャー」からエコツーリズムへの転換を図るような記述を検討されたい。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	17	3	レジャーやエコツーリズムにかかわる多様な主体	レジャーにかかわる多様な主体

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
26	17	8	無秩序なレジャー活動が横行している現状から穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にいくためには厳しく規制をしていく必要があります。 事業者へのルールの徹底(琵琶湖講習、ステッカーの貼り付け)は当然ですが、我々事業者も一概に横並びではないので、大変ルールを守らない事業者に対しては迷惑を感じています。管理者責任、水辺の使い方、等の指導を徹底していただきたく思います。現場を巡回されている県庁職員の方々は週末にもかかわらず、大変ご苦勞であると同時に、私共の店舗にも巡回されると色々な意見交換させて頂けるので感謝しております。	御意見を踏まえて、取り組んでまいります。「第5施策展開の基本方向3(5)」にも記載しているとおり、利用者団体や利用者との接点となる事業者、事業者団体等と連携して取り組んでまいります。	-	-	-	-
27	17	8	無秩序なレジャー活動が横行している現状から穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にいくためには厳しく規制していく必要があります。このための具体的な対応策を早急に講じることが求められている。	本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。具体的に取り組む中で、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。	-	-	-	-
28	17	8~9	「無秩序なレジャー活動が横行している現状から 中略 厳しく規制していく必要があります」は「無秩序なレジャー活動も散見される現状から 中略 状況に応じて時には厳しく規制をしていく必要も生じます」が適切と考える。 全てのレジャー利用者が無秩序な活動をしているような文章、規制ありきのような表現は厳に慎むべきである。このような一方的な偏った表現が無用な対立を生むことを肝に銘じるべきと考える。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	17	8	無秩序なレジャー活動が横行している現状から穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にいくためには厳しく規制をしていく必要があります。	無秩序なレジャー活動も散見される現状から穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にいくためには状況に応じて厳しく規制をしていく必要も生じます。
29	17	11	「問題のある行為を」は「客観的に問題があると認められる行為については」が適切と考える。 行政は中立的表現に留意する必要がある。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	17	11	問題のある行為を	客観的に問題があると認められる行為については

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
30	17	14~15	「多くの方が制限なく外出することが出来るようになり」は「多くの方が躊躇なく外出するようになり」が適切と考える。 日本においてコロナ禍で行動制限は無かった筈。あくまでも感染拡大防止の為の外出自粛要請に協力するかの選択権があった。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	17	14	コロナ禍が明けた社会は、多くの方が制限なく外出することが出来るようになり、琵琶湖のレジャー利用の状況もコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。	コロナ禍が明けた中では、琵琶湖のレジャー利用の状況もコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。
31	17	18	「今まで以上に」は「今までと同様か、場合によってはそれ以上に」が適切と考える。 完全にコロナ前の状況に戻った訳でもないのに「今まで以上に」というのはマナーが悪化したと客観的に認められる時だけ言える台詞。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。	17	18	今まで以上に琵琶湖のレジャー利用の適正化	引き続き琵琶湖のレジャー利用の適正化
32	17	22	レジャー利用者のことを地元住民や、漁業者が思いやることも大事なのではないでしょうか。 観光は一大収入でもあるのに、排除していきたいような条例やルールなどが多いように思います。 悪質な通報者やクレーム(ルール内で楽しんでいるレジャーなど)には県や警察が説明や、対応してください。	御意見のとおり、様々な方を思いやることは大事と考えます。 本計画は、琵琶湖のレジャー利用の適正化の観点からのものであり、その適正化に努めてまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
33	17	20~23	<p>「多くの人々が 中略 持つことが不可欠です」は「多くの人によって琵琶湖の素晴らしさ、現状、価値が認識され、琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちが醸成され、レジャー利用者と地元住民、漁業者、他の琵琶湖の利用者が互いに思いやる気持ちになることが必要です」が適切と考える。</p> <p>行政が上から目線で理解させる、気持ちを持たせる、さらには「多くの人々が~不可欠です」などと全体主義的な文章表現は時代錯誤。</p> <p>既にそのような機運が醸成されている現場もあり、理解を深めている人も居ることに考えを及ぼすと、主語は利用者でも行政でもなく「社会が自然発生的にこうなることが望ましい」と表現する方が読んだ方も「余計なお世話だ! やってるわ!」と反発する材料が無くなる。</p> <p>言っていることは同じでも受身形の表現の方が適切と考える。</p>	<p>御意見のとおり、様々な方を思いやる気持ちになることは大事と考えます。</p> <p>本計画は、琵琶湖のレジャー利用の適正化の観点からのものであり、その施策としての基本方針であることや御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p>	17	20	<p>多くの人々が琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくこと、琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちを持つこと、レジャー利用者が地元住民、漁業者、他の琵琶湖の利用者などを思いやる気持ちを持つことが不可欠です。</p>	<p>多くの人々によって琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状、価値が理解されたうえで、琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちが醸成されることにより、レジャー利用においても地元住民、漁業者、他の琵琶湖の利用者などが配慮される環境が必要です。</p>
34	17	30	<p>「3 広報広聴活動や 中略 推進します」は「3 広報広聴活動や調査研究など施策につき各層協働の機会を設けつつ多面的・総合的に推進します」がより適切と考える。</p> <p>26行目からの文が、「各層が」が主語になっていることとの整合性の観点から、1、2については主語が地域住民や利用者でも成り立つが、3は行政が主語になってしまうことに留意が必要。本当に関係者に当事者意識と主体性を持ってもらうことが目的なら主語を統一して通る表現にした方が良い。</p> <p>このページは追加項目が多い上、基本方針なので表現には一層の注意深さが求められる。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p>	17	30	<p>3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します</p>	<p>3 広報広聴活動や調査研究など各種取組を多面的・総合的に推進します</p>

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
第5	施策展開の基本方向							
1	琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策							
	(1) プレジャーボートの航行規制の徹底							
35	18	6~36	要望、①マリナーと称する、水上オートバイの保管並びに持ち込み（ビギナー）業者への指導強化。具体的に他府県でやられている、船舶免許の提示、船舶の船検証提示、水上バイク講習受講者証明提示。エキゾースト（消音機）不良バイクの保管並びに昇降をさせない。②店舗の湖岸側に可能であれば「琵琶湖ルールを守ろう」と啓発する看板の設置。	御意見を踏まえて、「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-
36	18	14	<p>夏季の週末だけでは不十分。少なくとも夏季は毎日パトロールすべきだ。</p> <p>夏季以外もパトロール増やすべきだ、2025年の10、11、12月も県の「琵琶湖レジャー対策係」に苦情の電話7回ほどしたが、土日は電話に出てもらえないし、平日に電話つながっても、今日はパトロール出ていないので対応できないとか、出ていても琵琶湖の東にいるのでいけませんと言われてしまう。</p> <p>仕方ないので警察に電話して対応をお願いすることになってしまう。改善してほしい。</p> <p>この原案にはパトロールした過去の日数や時間などの詳細がないので改善されたかどうか確認のしようがないのでパトロール実績の過去データも掲載してほしい。</p>	<p>夏季の土、日、祝日は全て、琵琶湖でプレジャーボートの監視・取締にあたっており、平日についても分散や集中を組み合わせてパトロールしているところですが、その一方で、御意見のとおり、土、日、祝日に苦情連絡を受けられる体制にないことについては、真摯に受け止めさせていただき、取締の体制や方法と併せて検討してまいります。また、パトロールの時期についても、琵琶湖の利用状況を踏まえて、検討してまいります。</p> <p>本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。具体的に取り組む中で、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等 (要約)	県の考え方	計画等における対応 (計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
37	18	20	<p>300か所のうち管理者が居る場所等を除いて残り158か所。158か所もプレジャーボートを降ろせる場所があるとは思えません。この数字は非常に疑わしいです。今、管理者が居て外部からの持ち込みに確実に対応してもえるのは長浜港スロープのみです。この広い琵琶湖で外部からの持ち込みをしっかり受け入れている公共施設が1か所であるからこそ、仮に上記数字が正しいとするなら158か所の無法地帯ができるのではないのでしょうか？</p> <p>せめてもう2~3か所公共のスロープを作り利用を促すことで取り締まりもしやくすなり統制が取れるのではないのでしょうか？</p> <p>75+52の施設と公共スロープに集約されればレジャー利用税などの税徴収も可能なのではないのでしょうか？琵琶湖に利用税を払ってもらえるような方々に県外からも来ていただきたいですし、文句を言うような人たちは来てもらわなくてOK。税金を課すと良質な利用者が集まってくると思います。</p>	<p>情報提供ありがとうございます。</p> <p>また、御意見も踏まえて、「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、「第5 3 (2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討」に記載のとおり、レジャー利用税等は現状において実現困難ですが、税制度に限らず負担や貢献いただける仕組みなどを検討してまいります。</p>	-	-	-	-
38	20	12	<p>違反行為の多くは湖西地域に集中しており、主に近江舞子や北比良地域に多く・・・と実態把握されているのであれば早急の対策強化 (巡回警邏の強化) (夏季の取締強化) を明文化していただきたい。</p>	<p>本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。具体的に取り組む中で、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。</p> <p>また、「第5 1 (1) ウ」では指導監視体制の強化について記載しています。</p>	-	-	-	-
39	20	15~19	<p>警察への苦情件数もちゃんと反映すれば湖西の苦情が少なくなっていることはないと思う。</p> <p>私個人だけでも、警察へ10件以上の苦情電話はしています。</p> <p>警察への苦情と県への直接の苦情をなぜ分けているのかわかりませんが、そもそも土日「課琵琶湖レジャー対策係」に電話しても出してもらえないから警察に電話しているのにそれをカウントしていないならとても実態を表した数字ではないと思います。</p> <p>警察の苦情も合算するべきだし、県が土日の電話に対応するべきだと思う。</p>	<p>御意見のとおり、様々な方面から要望や情報をいただく中で、県に寄せられた苦情件数のみでは実態を表せていないと考えたため、警察に寄せられた苦情件数も今回改定にあたって新たに記載しました。今後、警察に寄せられた苦情件数も見えてまいります。</p> <p>夏季の土、日、祝日は全て、琵琶湖でプレジャーボートの監視・取締にあたっているところですが、その一方で、御指摘のとおり、土、日、祝日に苦情連絡を受けられる体制にないことについては、真摯に受け止めていただき、取締の体制や方法と併せて検討してまいります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
40	20	16、17	他の地域と比較する必要はない。騒音等の発生事象が土曜日、日曜日に集中しており、県に電話しても繋がらない。それに諦めて通報していないことが多い。湖西地域が苦情通報が減少しているとは言えないし、近江舞子や北比良住民にとっては納得できない。	夏季の土、日、祝日は全て、琵琶湖でプレジャーボートの監視・取締にあたっているところですが、その一方で、御指摘のとおり、土、日、祝日に苦情連絡を受けられる体制にないことについては、真摯に受け止めていただき、取締の体制や方法と併せて検討してまいります。	-	-	-	-
41	20	17	水上オートバイの騒音について、マリナーでも近所の住民の通報や騒音被害といった内容で警察がたまにきますが、騒音についての規定があるわけでもなくこちらでも対応しかねます。 ノーマルエンジンで、沖で(350m)乗っていて、警察も県もなにも言えない中出動だけしても対応することもできないと思いますので、住民に問題ないと説明してってください。改造エンジン等音の問題に何dBなど規定をつけるなど、無駄なやり取りは減らした方が税金的にも、人員的にも効率的です。	御意見を踏まえて、条例の広報のほか「第5 2秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-
42	20	20	多くの住民が騒音被害に苦しんでおり、更なる規制の強化や制度の見直しを視野に入れた検討ではなく、具体的に住居が集合している地域、特に近江舞子、北比良地域での規制強化策を具体化してほしい。	本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。具体的に取り組む中で、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。 本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。 ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
43	20	20~21	自由使用の原則は水上バイクだけのものではない。水上バイクの起こす引き波によって、小さな子どもは水際で遊ぶ自由を奪われ、湖岸を散策するものは静穏な環境で自然を楽しむ権利を奪われている。すなわち自由使用の機会を奪われている。	本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。 ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など	-	-	-	-
44	20	20~21	住宅周辺や苦情のあったところだけに規制をかける現方式は、(特に利用者の多くを占める他府県からくる)水上バイク利用者には規制区域がわかりにくく、各地で頻繁に違反行為が行われている。人間中心ではなく、エコトーンの保全などの観点からも、琵琶湖一円に一律に規制をかけるべきである。 【参考】イタリアやベルギーでは湖岸より500mとされているようある。ギリシャやイスラエルでは300m。	本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。 ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など	-	-	-	-
45	20	20~21	規制の強化は大賛成ですが、それを守らせる態勢がしっかりしてなければ意味がない。 現状「琵琶湖レジャー対策係」は土日は電話に出られないが、土日も電話を受けて迅速に直接対応できるようにする。 苦情電話をしてもそもそもパトロールに出ていない日や対岸にいるときは対応してもらえないのでパトロールの回数や人員を夏季週末以外にももっと増やす。 苦情電話を受けて現場に来てはくれる(主に警察)のですが、来た時にはすでに別の場所に移動していたり、一時的に静かになるが、警備艇がいなくなるとまた騒音走行の繰り返しです。 違反走行や騒音の証拠を残すためや、抑止力としてのカメラの設置。 こうした要望は何年も前からレジャー対策係にしていたが一向に実現しない。現担当者の改善に期待しています。	本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。 ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
46	21	3	表5の「指導等件数」について、最も大切なのは「最終的に違反者として摘発・検挙し、条例に定められた罰金を徴取した件数」ではないのか。事実、条例制定以来約23年にわたり、実際に条例に基づいて検挙された事例はただの1件、それもようやく昨年になって初めてである。つまり、20年以上にわたり「指導・警告」は受けても、最終的に検挙されて痛い目にあう違反者はいなかったのである。これで利用者のマナーが向上するはずがない。	罰則の適用については、個々の事案に応じて対応する必要があることから、具体的に記載できませんが、琵琶湖ルール各種について、条例に定められた規定に基づき取り組んでまいります。	-	-	-	-
47	23	8	航行規制水域の考え方等について条例改定も視野に入れ、適切な規制の検討を行います。とあるが全然具体性が無い。どういう視野なのか？禁止区域に湖西地域を入れるのか？明文化していただきたい。	本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行規制水域の種類 ・ 航行規制水域のエリア ・ 航行規制の内容 ・ 取締の体制や方法 など 	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
48	23	8	<p>琵琶湖をはじめとする水辺とその景観は、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」として日本遺産に登録されており後世に引き継いでいく重要な資産であります。</p> <p>そうしたことから、琵琶湖の景観を守るために、プレジャーボートの航行規制は重要な意味を持つと考えますが、今回の本計画における航行規制の今後の取り組み方向について、「航行規制水域の考え方等について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行います。」の一文が追記されています。</p> <p>前述のとおり琵琶湖とその水辺景観は日本遺産に登録されており、とりわけ湖畔沿いに位置する文化遺産や宿泊施設等の周辺において、不敬行為や景観を損ねる行為は厳に慎むべき行為であり規制が必要と考えます。</p> <p>よって、今回追記された一文についてももう少し踏み込んだ表現となるよう提起します。</p> <p>例) 航行規制水域の考え方等について、琵琶湖とその水辺景観は日本遺産に登録されており、とりわけ湖畔沿いに位置する文化遺産や宿泊施設等の周辺において、プレジャーボートによる不敬行為や景観を損ねる行為は厳に慎むべき行為であり、条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行います。</p>	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-
49	23	8、9	<p>湖西の近江舞子、北比良地球は琵琶湖に近接して住居が集合しており、水上バイク等の騒音被害に長年苦しんでいる。このような地域において、航行禁止水域として設定すべきである。</p>	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
50	23	8、 29~ 36	<p>「条例改正も視野に入れ」とあるが、具体的にどの条項をどのように改正するのか、具体的に例示すべきではないのか。</p> <p>また、(カ)航行規制遵守の徹底の項目は、今回何も加筆修正されていない。「警察との合同取締」等にも言及しているのだから、その連携こそが喫緊の課題ではないのか? 「違反者の発見・捕捉」「警察へのスムーズな連携・情報共有」「悪質な違反者の迅速な検挙」こそがマナー向上への近道と考える。警察の方が常々仰る「検挙に勝る防犯なし」という姿勢で臨むべきである。</p>	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-
51	23	25	<p>令和3年8月に兵庫県明石市の海岸で水上オートバイによる危険行為がテレビで放映され社会問題となった。その後すぐに監視カメラが設置され懲役刑のある条例まで制定されたい。</p> <p>TOPにやる気があったら出来るといういい見本だ。琵琶湖にも違反走行や騒音の証拠を残すためや抑止力としてのカメラの設置希望。</p> <p>カメラで録画すれば苦情電話受け→現場のタイムラグもなくなるし、パトロールしていない日も監視できるので人員増やすよりも費用的に安いと思うが何故採用しないんでしょうか?</p> <p>9月に停止命令違反で22年間で初めての告発がニュースになっていたが、停止命令に従わなくて初めて告発される決まりらしいので停止命令出してからずっと見ておかないと告発できない仕組み自体が実効性がなく告発できない理由だと思う。この仕組みを変えないと抑止効果はないでしょうね。</p> <p>停止命令後の違反証拠をカメラ録画して告発できないんでしょうか?</p>	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-
52	23	27	<p>琵琶湖岸を含む県内でパトロール等を行う関係機関が連携し法令違反等のあるがこれは警察との「合同取り締まり」等を意味する事か? このことはさらに強化されることを期待して良いのか?</p>	<p>御指摘の点については、主に庁内の関係機関における連携について記載しています。警察との連携については、「第5 1 (1) ウ(カ)」に記載しています。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
53	23		<p>航行規制区域の350mはそもそも不十分です。船舶の個体にもよるが、蛇行運転や8の字運転の騒音は大きい。レース用?の爆音のジェットもあります。音楽騒音やバナナボートやトーイングチューブの奇声やスピーカーからの音楽も聞こえます。沖をボートやウェイクが高速で通ると岸に大波が打ち寄せます。大型のパワーボート等は対岸にいても聞こえるほどの爆音です。琵琶湖走行禁止にしないといけないレベルの爆音です。また騒音防止区域は離発着が可能なので、何台もが離発着をすればずっと騒音が発生し続けます。制限ではなくて禁止にしないと実効性はありません。離発着をしているような岸辺は人が多く話し声、音楽、空ぶかしなどの騒音も発生しがちです。実効性のある規制に変えるべきです。</p>	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-
54	24	8	<p>消音機等を改造・・・近年はそういった改造をする人は激減しています。それがなぜ「騒音」という問題になるかという、最近の水上バイクは高出力ゆえ高排気量で排気音が重低音となります。昔のように甲高い音ではなく響くような低音が鳴ります。実際の騒音レベルよりも体感的に大きく聞こえると思いますが、メーカーも静かなモデルを出しているのだからこれ以上規制できません。居住エリアとの住み分け、規制エリアの再制定と規制強化につきます。騒音の原因は改造ではないです。</p>	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-
55	24	2	<p>施設管理者との連携により必要に応じて進入防止杭等を設置します。</p> <p>今後も県庁職員の方のお名前とお顔がしっかり合致する関係性を構築して電話などでも連携が取れると我々事業者も緊張感を持ちながら、ユーザーの指導も含め地域の方に受け入れて頂けるレジャーに育てていきたいと考えています。</p>	<p>御意見を踏まえて、取り組んでまいります。「第5施策展開の基本方向3(5)」にも記載しているとおり、利用者団体や利用者との接点となる事業者、事業者団体等と連携して取り組んでまいります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
56	24	21	「〇〇」の取り締まり強化をお願いしたい。	条例の広報のほか「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-
57			プレジャーボート航行規制水域にプレジャーボートの出入りがあります。 警察や琵琶湖保全再生課の方をお願いしても、ボートの騒音や、危険な操縦が止まりません。 プレジャーボートで波は立ちます。大変危険です。 そのエンジン音と音楽で人の助けてという声も聞こえないでしょう。 免許も、琵琶湖ルール講習も受けているとは思えません。 もっと強い態度で、規制を徹底してほしいと思います。 事故が起きてからでは、遅すぎますのでこの回答を送ります。	条例の広報のほか「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-
58			現在、彦根市新海地域のプレジャーボートの規制区域ですが、隣接するエリアに一般デイサービス、認知症デイサービス、保育園、小規模多機能型居宅介護が来ており、またこの地域は、住宅もあり静音な生活環境を維持する必要がある地域となっております。 合わせて、新海揚水機場に設置されており、沖合にはそのための取水塔もあり、航行禁止区域に指定されることが妥当と思われます。 現在指定いただいている新海地区における航行規制エリアを保育施設・高齢者介護施設ならびに集落揚水施設を含む形で設定していただくように強く要望いたしますお願い申し上げます。 なお、諸外国では、湖岸から一定の距離（300m～500m）を一律に航行規制区域とする例が多く見られます。 また、騒音の影響を考慮した研究で、150メートルから400メートル程度の距離が必要とされている例もあるようです。 近くに湖水浴場もあり、プレジャーボートによる事故が起こってからでは遅いのでお願い致します。	航行規制水域の指定にあたっては、今後もプレジャーボートの航行に伴う騒音等について、実態把握に努めてまいります。 また、情報提供ありがとうございます。本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。 ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
59			<p>1(1)ア 航行規制水域の適切な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な区域(350m)の設定を岸から広げてもらいたい。(騒音が大きいので) ・水上オートバイの違反者を陸上から検挙出来るようにしてもらいたい。 ・河川法第24条・第26条で占有(ロープ・ブイ等)の申請を提出して許可を受けて安全対策を水泳場管理者が実施しているが、ロープやブイに水上オートバイを係留していたので事故の懸念があるので係留禁止をしてもらいたい。 	<p>本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めて参りたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-
第5 施策展開の基本方向								
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策								
(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換								
60	26	2	<p>一部では「遊漁船主任」であれば従来型でも乗っているというような誤った認識をしている者が居ます。規制強化とともに、規制対象範囲を明確に提示することが必要です。</p>	<p>情報提供ありがとうございます。</p> <p>条例の広報のほか「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。</p>	-	-	-	-
61	26		<p>「プレジャーボート」以外のボートの取り扱いの方向を明記して欲しい。</p> <p>プレジャーボートにおいては当初の目的が達成できたと思うので次の指標を設けるべきと考える。</p> <p>罰則適用に向け「県は全ての船舶を率先して2サイクルエンジンから次の動力に切り替えが完了」としてほしい。</p> <p>特に意向を伝えるだけで結果を出せていない県が事業者である競艇用ボートに罰則適用できるよう「プレジャーボート」を「遊戯業務系ボート」にはいかかがか。</p> <p>競艇用ボートに罰則を適用し、環境目的税としてもっと課税（売り上げの10%程度）して琵琶湖環境対策に活用してはいかかがか。</p>	<p>条例は、レジャー活動における規制を目的としています。びわこボートレース場の競技用ボートはレジャー活動ではなく、モーターボート競走法に基づき、競艇場の水域に限って航行するものであることから、同条例の規制対象外となっています。また、同様の趣旨から全ての船舶に罰則を適用することは困難と考えます。</p> <p>なお、びわこボートレース場でのみ、エンジンを他動力へ切り替えた場合、選手への教育や訓練、安定的な競技運営、ファンへの影響のほか、生産供給体制および価格（エンジン製造コストの施行者へのしわ寄せ）などの問題が発生し得るため、全国のボートレース場の協力の下、同じエンジンを全国一斉に導入できるように、国に要望してきたところです。</p> <p>一方、燃料としては業界初となるエタノールを30%配合した新ガソリンを導入することにより、競技時の環境負荷低減だけでなく、業界全体の環境意識の向上を図ってきたところです。</p> <p>今後も「ファン、選手、地域」の三方から喜ばれる・選ばれるボートレース場を目指し、努めて参ります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
第5	施策展開の基本方向							
1	琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策							
	(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底							
62	27	1	「リリース禁止」は「再放流自粛要請」に全て読み替える。	条例において、再放流の禁止を定めているため、引き続き「リリース禁止」と記載します。	-	-	-	-
63	29	7~8	チャネルキャットフィッシュが確認されており」は（アメリカナズが、琵琶湖ほぼ全域でアカミミ亀による釣り餌の食害に多数の釣り人が悩まされており亀に餌を取られて魚が痩せ細っています琵琶湖の生態系に既に大きな影響を及ぼしている事から琵琶湖の生態系保全の為に取組みをレジャー利用の側面から進める必要があります。」	アカミミガメの食性は雑食性ですが、成長するほど植物食に偏るとされており、餌利用の観点からは、個体数も消費する餌量も多いアカミミガメの大型個体は主に植物を消費することから、動物食または動物食に偏った雑食性の多くの在来魚種との競合は起こりにくいと考えられます。	-	-	-	-
64	27	8~9	「ブルーギルが 中略 ミジンコ類やユスリカ類を後略」は「ブルーギルが 中略 ミジンコ類などを後略」が適切と考える。 ユスリカ類は泥の中におり、ブルーギルが捕食するとしたら蛹になって浮上する瞬間以外に無い。幼虫時はコイ科の魚に吸い込まれることにより捕食され、ブルーギルの影響は限定的。さらに、ユスリカの減少については下水道の整備や面減負荷の低減によって底泥が嫌気的状態でなくなってきたこと、ネオニコチノイド系殺虫剤（日本は規制が緩いが多くの国で使用に制限が掛かっている）の普及の影響もあると言われている。	胃内容物調査によれば、琵琶湖のブルーギルはミジンコ類やユスリカ類を多く摂餌していることが示されています。なお、琵琶湖のユスリカ類は100種を優に超え、その中には多様な種が含まれており、「びわこ虫」（オオユスリカ、アカムシユスリカ）に代表される、幼虫が湖底の泥の中に生息する種だけでなく、沈水植物（水草）や岩石の表面などを主なすみ場所としている種も多数存在しています。	-	-	-	-
65	27	13~14	「リリースを禁止しました。 中略 リリース禁止を遵守しやすい環境を 後略」は「リリースを禁止してきました。中略 リリース自粛に協力しやすい 後略」が適切と考える。	条例において、再放流の禁止を定めているため、引き続き「リリース禁止」と記載します。	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
66	27	14	「前略 回収いけすを設置しています（図19）。」は「回収いけすを設置していましたが、『漁港での釣りは立入禁止なので認められない。従って回収いけすが存在するのは社会的に良くない。』との見地から、長浜市の漁港に設置していたいけすは同市と調整の上、平成30年に撤去しました。」が適切と考える。	本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。なお、回収ボックスや回収いけすの設置状況は、レジャー利用適正化基本計画の進捗状況として、審議会へ報告しているほか、設置場所を地図上で見ることができる「生物多様性しがマップ」で広報しています。	-	-	-	-
67	27	15	外来魚回収ボックス」はアカミミガメの駆除はかなりの優先事項なので『外来種回収ボックス』が適切と考える。	アカミミガメは爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があるため、現行の外来魚回収ボックスのままでアカミミガメの回収に転用することはできません。	-	-	-	-
68	27	15	アカミミガメは、天敵がいない上に人間によって放されて近年急増している。その為、魚釣りをしていると亀が釣れて来て釣りにならない。せっかく外来魚回収ボックスがあるので、亀の駆除に有効活用して欲しい。	アカミミガメは爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があるため、現行の外来魚回収ボックスのままでアカミミガメの回収に転用することはできません。	-	-	-	-
69	27	15	現在、南湖ではカメ（アカミミガメ）の異常繁殖が進行中で、釣りをしてもカメが釣れる場合がある。カメの生態系への脅威は情報が少なくよくわからないが今駆除をしないと将来とんでもないことになると思う。今後のカメの駆除も考えて「外来魚回収ボックス」は『外来種回収ボックス』にしてはどうか。	アカミミガメは爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があるため、現行の外来魚回収ボックスのままでアカミミガメの回収に転用することはできません。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
70	31	15	<p>キャットフィッシュのリリースをしないということは非常に大切だが、獷猛なナマズなので、吊り上げたとしても回収ボックスに入れるということは不可能に近いと思う。</p> <p>リリース禁止を守ろうとして、でも回収ボックスに入れることができなければ不法投棄となる。</p> <p>また、生きた魚を回収ボックスに入れて酸欠で死ぬまでバタバタ動くのを良しとして、「生き物を大切にしよう」と子供たちに伝えるべきなかでどういう倫理観を持って説明すればよいのか。回収ボックスはいかなる考え方をもってしても道徳に反する。</p> <p>回収ボックスより生け簀である。生け簀なら子供たちの手で生き物を殺すことなく、外来魚と在来種の住み分けを教えられるのではないか？</p>	<p>チャネルキャットフィッシュの生息が既に確認されている他の自治体では、釣り人からの回収事業を実施しています。リリースしないことの呼びかけにおいては、チャネルキャットフィッシュが持つ鋭い鰭の危険性も併せて周知してまいります。</p> <p>また、子どもやその保護者の皆様には、侵略的外来生物が在来生態系に与える影響を減らすために、人の手によって外来魚を取り除いていくことが必要であること、在来魚を守るために外来魚を減らし、将来にわたって琵琶湖を健やかなまま引き継いでいくことを、びわこルールキッズ事業などを通じて、周知してまいります。なお、魚を締めて回収ボックスに入れていただくことで、魚へ苦痛を与える時間を減らせると考えます。</p>	-	-	-	-
71	28	7~9	<p>「巻き起こしましたが、中略 大きな意味があったと考えられます」は「巻き起こしました。その後は県警による条例に反発する釣り人の外来魚飼育容疑での逮捕などの事案もあり、一方的に釣り人が条例に関し沈黙せざるを得ない状況が作られ、現在の釣り人と条例の関係に影を落としており、表向きの雪解けムードとは程遠い実態が続いています。釣り人は今も『下手な事を言うと琵琶湖は釣り禁止になるのでは?』と怯えてパブコメにも何も言えない状況です。」が事実である。</p> <p>社会的影響を考えて、掲載は不要でも良いが、釣り人が他所行きへの回答を取り繕うアンケートでは、到底本音は聞き出せないことに十分留意する必要がある。</p>	<p>釣りに携わる関係機関や業界からは、条例施行前から現在に至るまで、条例や取組に関する様々な御提案と御意見をいただき参りました。今後も、様々なお立場の方から御意見をいただき、より良い施策の構築に努めてまいります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
72	28	13~15	<p>「釣り人による 中略 大切です」は全てカット。</p> <p>県外居住者は高速代、ガソリン代を掛けて琵琶湖でロクマル(60cm以上)を釣る為に寝食を後回しにして釣りに時間を捧げている人が一定数存在し、その中の一定数はキャッチ&リリースというスポーツフィッシングの流儀を貫く覚悟を持っている場合がある。それらのバイアスがある以上、県内の「釣りは暇つぶしの遊び」の人の割合が県外居住者に比較して高いサンプルと単純比較するのは合理的とは言えない。先にも述べたが、最初の段階で漁港に外来魚回収いけすを配置した時点で「ルール違反の上に成り立つリリース禁止の啓発を滋賀県が推進した」のであって、砂上の楼閣と言うに留めたが、今も厳に慎むべき状態が続いているのは否定することが出来ない。</p>	御意見のような県外居住者の方々にも周知を徹底し、御理解いただけるよう努めてまいります。外来魚回収いけすは、外来魚の回収場所として、漁港や舟溜を管理する市町の許可を得て設置を続けております。釣りのマナー啓発と適切な回収いけす、ボックスの利用周知に努めてまいります。	-	-	-	-
73	29	5~6	<p>「減少していると考えられます。引き続き 中略 必要です。」は「減少しているようですが、細かく見ると、推定生息量よりも回収量の減少ペースが著しいのが確認出来ます。これはスポーツフィッシングの釣り人口に占める割合がリリース禁止の定着によって変化したという社会的影響も見落としはならず、今後は釣り人との対話など、多様なアプローチで『自発的な協力』を促すなどの工夫が課題となっております。今後は多様化しつつある各種の外来魚につき、バランスも考えて努力量相応の個体数抑制を目標にする時期に来ていると考えられます。」が適切と考える。</p>	御高察のように、回収量の減少には釣り人口の減少も要因の一つとして考えられ、釣りによる外来魚の駆除には、釣り人の協力が欠かせません。条例を遵守する釣り人が増え、釣りによる外来魚の駆除が進むよう、関係団体通じて情報収集や意見交換を行い、今後の施策構築に繋げてまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
74	29	7~8	「チャンネルキャットフィッシュが確認されており、後略」は「チャンネルキャットフィッシュが確認され、琵琶湖ほぼ全域の水深6m以浅の釣り場では主に餌釣りでアカミミガメが釣獲され、処分に困った釣り人が特定外来生物であるとの認識で、一部は意図を以て、多くは善意で傍にある回収ボックスに入れるケースが頻発しており、リリース禁止条例に基づいた回収ボックス事業は、外来生物法に則った特定外来生物の扱いの現場レベルでの実務との間に矛盾をきたしている点が課題となっております。これら2種は琵琶湖の生態系に「後略」が適切と考える。	<p>今回意見を募集した本基本計画（原案）は琵琶湖レジャー条例に関するものです。この条例では、県が関係者と共に琵琶湖の外来魚駆除事業に取り組んでいる状況のもと、釣り人に対しても、駆除対象の外来魚が釣られた際、それをリリースせずに回収してもらうよう協力をお願いしているものです。チャンネルキャットフィッシュは、近年の増加傾向から影響の深刻化が危惧されることから、県と関係者が駆除に取り組む一方で、釣り人に対しても、オオクチバスやブルーギルのように回収への協力をお願いするため、本基本計画で言及しています。</p> <p>これに対し、同様に増加傾向が指摘されるアカミミガメは、爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があります。</p> <p>なお、近年のアカミミガメの動向に関しては、滋賀県でも令和3年度の調査で琵琶湖周辺の665区画のうち約2割の127区画で確認するなど、近年の増加状況を把握しております。</p> <p>一部の回収ボックスにアカミミガメが入れていることについては実務上の課題として、適正な回収ボックスの利用周知に努めてまいります。</p>	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
75	29	7~8	現在、カメ(アカミミガメ)も異常繁殖していることより、「チャンネルキャットフィッシュが確認されており」は「チャンネルキャットフィッシュが確認されており、琵琶湖南湖中心にアカミミガメが急増しており」としてはどうか。	今回意見を募集した本基本計画（原案）は琵琶湖レジャー条例に関するものです。この条例では、県が関係者と共に琵琶湖の外来魚駆除事業に取り組んでいる状況のもと、釣り人に対しても、駆除対象の外来魚が釣られた際、それをリリースせずに回収してもらうよう協力をお願いしているものです。チャンネルキャットフィッシュは、近年の増加傾向から影響の深刻化が危惧されることから、県と関係者が駆除に取り組む一方で、釣り人に対しても、オオクチバスやブルーギルのように回収への協力をお願いするため、本基本計画で言及しています。 これに対し、同様に増加傾向が指摘されるアカミミガメは、爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があります。 なお、近年のアカミミガメの動向に関しては、滋賀県でも令和3年度の調査で琵琶湖周辺の665区画のうち約2割の127区画で確認するなど、近年の増加状況を把握しております。	-	-	-	-
76	29	7~8	「チャンネルキャットフィッシュが、確認されており」は「チャンネルキャットフィッシュが、琵琶湖ほぼ全域でアカミミガメが多数確認されており」が適切と考える』	今回意見を募集した本基本計画（原案）は琵琶湖レジャー条例に関するものです。この条例では、県が関係者と共に琵琶湖の外来魚駆除事業に取り組んでいる状況のもと、釣り人に対しても、駆除対象の外来魚が釣られた際、それをリリースせずに回収してもらうよう協力をお願いしているものです。チャンネルキャットフィッシュは、近年の増加傾向から影響の深刻化が危惧されることから、県と関係者が駆除に取り組む一方で、釣り人に対しても、オオクチバスやブルーギルのように回収への協力をお願いするため、本基本計画で言及しています。 これに対し、同様に増加傾向が指摘されるアカミミガメは、爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があります。 なお、近年のアカミミガメの動向に関しては、滋賀県でも令和3年度の調査で琵琶湖周辺の665区画のうち約2割の127区画で確認するなど、近年の増加状況を把握しております。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
77	30	2	チャンネルキャットフィッシュの採捕状況のグラフの下に「アカミミガメの外来魚回収ボックスへの混入」のグラフを開示するべきと考える。	今回意見を募集した本基本計画（原案）は琵琶湖レジャー条例に関するものです。この条例では、県が関係者と共に琵琶湖の外来魚駆除事業に取り組んでいる状況のもと、釣り人に対しても、駆除対象の外来魚が釣られた際、それをリリースせずに回収してもらうよう協力をお願いしているものです。チャンネルキャットフィッシュは、近年の増加傾向から影響の深刻化が危惧されることから、県と関係者が駆除に取り組む一方で、釣り人に対しても、オオクチバスやブルーギルのように回収への協力をお願いするため、本基本計画で言及しています。 これに対し、同様に増加傾向が指摘されるアカミミガメは、爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があります。 なお、近年のアカミミガメの動向に関しては、滋賀県でも令和3年度の調査で琵琶湖周辺の665区画のうち約2割の127区画で確認するなど、近年の増加状況を把握しております。 御意見のとおりアカミミガメは誤って投入されており、回収の対象ではありません。リリース禁止の施策効果としての数量の公表は予定していません。	-	-	-	-
78	31以降	4以降	「リリース禁止」は「再放流自粛要請」に全て読み替える。	条例において、再放流の禁止を定めているため、引き続き「リリース禁止」と記載します。	-	-	-	-
79	31	11	「回収いけす」は「漁港と名の付く場所のいけす以外のいけす」が適切と考える。	御意見のとおり、取組にあたっては、設置場所のルールやマナーに配慮します。	-	-	-	-
80	31	11	回収ボックス・回収いけすの設置に関して、令和5年6月に条件付特定外来生物となったアカミミガメとアメリカザリガニも回収対象とすることを検討願いたい。	アカミミガメは爬虫類であるため動物愛護管理法の対象となり、駆除する場合においても苦痛を与えないよう取り扱う必要があること、ザリガニは回収時に生きている可能性があり、外来魚と併せて処分場に持ち込むことができないことから、現行の外来魚回収ボックスのままでこれらの回収に転用することはできません。	-	-	-	-

No.	案への御意見			県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行	御意見等（要約）		頁	行	修正前	修正後
81	31	13~14	「前略 錘の使用など 後略」は「前略 錘など、環境配慮製品の製造メーカーへの助成金などによる支援とメーカーとの不断の協議により釣り人の懐事情にも配慮し、釣り人が環境配慮製品を実態ベースで選択できる道を提供しながら同時に釣り人への啓発に努めます」が適切と考える。	条例第20条に規定する「環境配慮製品の開発等」が広がるよう、情報収集と広報啓発に努めてまいります。	-	-	-	-
82	31	15	チャンネルキャットフィッシュをリリースしない様は、アメリカナマズやアカミミ亀をリリースしない様」が適切と考える	御意見のとおり、釣り上げたアカミミガメを回収し駆除することで、その分だけ個体数を減らすことができますが、琵琶湖に多数生息するアカミミガメの駆除手法として不十分と考えます。現状、リリースしないことの協力呼びかけは、チャンネルキャットフィッシュのみとしています。	-	-	-	-
83	31	15	「チャンネルキャットフィッシュをリリースしないよう」は「チャンネルキャットフィッシュやアカミミガメをリリースしないよう」にしてはどうか。	御意見のとおり、釣り上げたアカミミガメを回収し駆除することで、その分だけ個体数を減らすことができますが、琵琶湖に多数生息するアカミミガメの駆除手法として不十分と考えます。現状、リリースしないことの協力呼びかけは、チャンネルキャットフィッシュのみとしています。	-	-	-	-
84	31	15	『「チャンネルキャットフィッシュをリリースしないよう」は「チャンネルキャットフィッシュやアカミミガメをリリースしないよう」が適切と考える』	御意見のとおり、釣り上げたアカミミガメを回収し駆除することで、その分だけ個体数を減らすことができますが、琵琶湖に多数生息するアカミミガメの駆除手法として不十分と考えます。現状、リリースしないことの協力呼びかけは、チャンネルキャットフィッシュのみとしています。	-	-	-	-
85	31	15	チャンネルキャットフィッシュのリリース禁止に関して、任意での協力の呼びかけではなく、条例によるリリース禁止の対象種に追加することを検討願いたい。	チャンネルキャットフィッシュについては、瀬田川と琵琶湖での駆除調査を行っています。加えて、琵琶湖の生態系保全の取組をレジャー利用の側面からも進めるため、チャンネルキャットフィッシュが特定外来生物であることやリリースしないよう協力を呼びかけていくこととしました。これによって、釣りによる捕獲状況の把握にも努めてまいります。 リリース禁止の対象種に追加することについては、駆除調査や釣りによる捕獲状況を琵琶湖レジャー利用適正化審議会等に報告し、その意見も踏まえながら検討を続けてまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等(要約)	県の考え方	計画等における対応(計画案等の修正)			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
86			1(3)ア 釣り人等への普及啓発 ・11月中頃から12月にかけて南小松港に釣り人が多く来られるが、ほとんどの釣り人がリリース禁止を守っていないので厳しい規則の設定をしてもらいたい。	リリース禁止は、県や漁業者が積極的にオオクチバス等の駆除を行うなか、釣りで捕獲されるオオクチバス等についても再放流することなく駆除をお願いするという琵琶湖での釣りのルールとして規定しました。罰則規定の創設には、違反行為の悪質性や違反行為による行政秩序にもたらす被害の程度などを検討する必要があり、本県としてはリリース禁止に罰則を設けることは不相当と考えております。御指摘の地域を含め、条例が遵守されるよう、看板の設置や広報活動による普及啓発に努めてまいります。	-	-	-	-
87			琵琶湖の外来魚に関して意見を申し上げます。外来魚推定生息量のデータを拝見し、ブルーギルの減少はかなり成果が見受けられます当支部も年1回ではありますが、滋賀県と共催でブルーギル釣り大会を開催し回収したブルーギルは、肥料として活用されています。ブルーギルは釣りやすいので協力できますが、ブラックバスはなかなか釣り上げるのが容易ではなく共済が難しく感じております。データを拝見いたしましたも、ブラックバスはここ数年増加傾向になっております。バスフィッシングのために琵琶湖に来られておられる方は、ここ数年かなり減少しております。昨年に関しては数年前の4割程度と各釣り具販売店は感じております。この先もブラックバス減少目指すには、電気ショッカーによる駆除、釣り人による駆除、漁師の刺し網による駆除等を進められると思います。釣りの駆除に直接的な企画ではありませんが、以前より針にかかったバスをリリースしたとき感染症により4割のバスに影響があり死に至る確率も多くなるとのことです。そのことを検討に値するなら、滋賀県もバス釣りをテスト的にリリース禁止2～3年停止し、多くのバス釣りをされる方に協力していただくことも大乗的に良いのかなと感じます。それによりバスの生息量が減るのであれば良い政策と思います。今までのとおり通常政策を行っても生息量上がるのであれば釣り人を使うことも良いと感じます当支部、当組合も協力させていただきます。当然、法律、条令を触ることは批判があると思いますが、小乗的ではなく大乗的に物事を考えて行動することとはとても大事なのではないかと考えます。ご審議ください。	御意見のとおり、オオクチバスの生息量がブルーギルに比べて減少幅が小さいことから、本県では魚食性の強いオオクチバスの対策を継続して積極的に講じていく必要があります。レジャーの側面からも引き続き対策を行うべく、外来魚の生息状況をモニタリングしながら、リリース禁止施策が実効性のあるものとなるよう取り組んでまいります。また、「第5施策展開の基本方向3(5)」にも記載しているとおり、利用者団体や利用者との接点となる事業者、事業者団体等と連携させていただき、よりよい施策の構築に努めてまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
第5	施策展開の基本方向							
	1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策							
	(4) ローカルルール等の推進							
88	32	7	「地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い」とあるが、多くの場合レジャー利用者は県外から来る不特定多数の個人である。地域住民が利用者としてどうやって話し合えと言うのか？ 「ローカルルールを地域住民が主導して制定し、知事が追認する」というのは聞こえはいいが、本来行政がすべき「地域事情を考慮したローカルルールの制定と徹底」を住民に丸投げする内容である。 あくまでも行政が主導して、地域の住民が納得できるルールを制定し、それを徹底できるよう監視すべきである。	平成20年以降、条例に基づくローカルルールの認定実績はありませんが、県がローカルルールの策定支援として地域住民や関係者による話し合いの機会をつくる中で、他法令による解決策が見つかったり、マナーアップの呼びかけにより改善に向かった事例もあります。調整が困難な場合も少なくありませんが、引き続き、地域からの相談に応じ、県が支援に努めてまいります。	-	-	-	-
89	32	7	地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合いの実態に応じたローカルルール（地域協定）の策定について積極的に県が動いて実効性のあるものにしてほしい。	平成20年以降、条例に基づくローカルルールの認定実績はありませんが、県がローカルルールの策定支援として地域住民や関係者による話し合いの機会をつくる中で、他法令による解決策が見つかったり、マナーアップの呼びかけにより改善に向かった事例もあります。調整が困難な場合も少なくありませんが、引き続き、地域からの相談に応じ、県が支援に努めてまいります。	-	-	-	-
90	32	17	自治会を中心にしているのはいかに。 行政が主体となってやるか、そこまで手が回らないのであれば利用料を取って地元（自治会）に落ちるような条例を作って地元へ還元するべきでその先には共存があるのではないかと？自治会・ボランティアにゆだねているようではよくならない。 利用者からお金をしっかり徴収し、しかるべきところで分けて使える仕組み作りが必要。	平成20年以降、条例に基づくローカルルールの認定実績はありませんが、県がローカルルールの策定支援として地域住民や関係者による話し合いの機会をつくる中で、他法令による解決策が見つかったり、マナーアップの呼びかけにより改善に向かった事例もあります。調整が困難な場合も少なくありませんが、引き続き、地域からの相談に応じ、県が支援に努めてまいります。 また、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見		御意見等（要約）	県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）			
	頁	行			頁	行	修正前	修正後
第5	施策展開の基本方向							
	2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策							
	(1) 湖岸の適正利用の推進							
91	35	16	「暫定導入を行っています」という文言について、「一般的な公園利用を損なわれないことを前提にしているにも関わらず、料金ゲートを導入した駐車場では利用者の58%が30分以内に出ており、一般的な公園利用が損なわれた状態となっている。また、駐車場事業は当初の赤字を前提とした事業計画に反し、11月末時点で300万円の黒字となっており、利用適正化の手段のほかが適正利用者からも料金を徴収していると方策への批判が出ている。『新たに必要となるコストは利用者により負担を求めていく』ではなく『全部を負担させる』状況になっていて、方策の前提や目的と違った方向に迷走しています。」が適切ではないか。	湖岸緑地におけるゲート式有料駐車場の暫定導入は、図22に示す湖岸緑地の都市公園としての前提に基づく適正利用促進方策の方向性に沿って行っているものであり、今後もこの方向性に沿って、収支と利用状況を検証しながら継続していきます。	-	-	-	-
92			・簡易な浮棧橋を設置してモータボートで客の送り迎えをしているが問題がないのか検討を願います。 ・長くて細いモータボートを湖岸に接続して棧橋の代わりに利用しプレジャーボートを接続しているが河川法に抵触しないのか検討を願います。	情報提供ありがとうございます。「第5 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策」に記載している施策も含めて、あらゆる関係法令等に基づき、引き続き取り組んでまいります。	-	-	-	-
第5	施策展開の基本方向							
	2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策							
	(2) 安全なレジャー活動の推進							
第5	施策展開の基本方向							
	3 施策の総合的な推進							
	(1) 計画の進捗管理							
第5	施策展開の基本方向							
	3 施策の総合的な推進							
	(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討							

No.	案への御意見		県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）				
	頁	行		御意見等（要約）	頁	行	修正前	修正後
第5	施策展開の基本方向							
	3 施策の総合的な推進							
	(3) 広報広聴活動の推進							
93	39	1	「広報広聴活動の推進」について、確かに様々な機会やツールを通じて「琵琶湖ルールの周知・啓発」を行うのは大切な重要なことであるが、一方で「いくら違反しても大きな罪に問われる事はなく、ルールそのものにあまり意味がない」という事実が周知されている現状が最も問題なのである。 レジャー利用者も、自分たちが不利益を被らないように情報を収集している。「マナーを守ろう」というお題目より、「違反すると本当に検挙されて痛い目に遭う」という事実の方が、より確実にかつ速やかに、利用者の中に情報として浸透するはずである。 100か所の看板、1000枚のチラシよりも、「1人が検挙され、実際に罰金を徴取された」という事実こそが、利用者に反響を呼び、結果的に自衛措置として「ルール・マナーを守ったレジャー利用」に繋がるのではないのか。	罰則の適用については、個々の事案に応じて対応する必要があることから、具体的に記載できませんが、琵琶湖ルール各種について、条例に定められた規定に基づき取り組んでいくとともに、効果的な広報に努めてまいります。	-	-	-	-
94	39	13	駆除釣り大会はブルーギルやブラックバスを想定されていると思いますが、キャットフィッシュ、さらにはピラニア・カミツキガメなど子供が触ると危険な種類もあります。安全管理はいかがなものでしょうか？子どもたちを危険な状況にさらしながら、生き物を苦しませて殺すことを推進する行政の倫理観が私には理解できません。	県主催の釣り大会では、小学生以下は保護者同伴をお願いしており、会場では釣り指導と安全管理の担当者が巡回することで安全管理を行っています。御指摘のような危険な魚類等の釣り上げが想定される場所を会場として選定しないことや、仮に釣り上げられた場合でも付き添う保護者の方やスタッフの補助により子どもへの危険が生じないように、安全管理に努めてまいります。	-	-	-	-
95	40	3	今後の取組方向について、図23では停止命令書交付者が他府県から来県している方々が多く、また、他の釣り、遊泳、キャンプなどのレジャーについても近隣の他府県から訪れる方が多いと思います。滋賀県が実施している対策も有効性が確認できているかと思いますが、他府県とも連携して対策を講じることが有効ではないかと思えます。琵琶湖を訪れる方々に対し、他府県でも対応策を講じているのであればその具体例なども示していただき、実情と今後の改善策などその府県でも実施している例を紹介していただくのも良いかと思えます。	琵琶湖ルール各種について、条例に定められた規定に基づき取り組んでいくとともに、効果的な広報に努めてまいります。いただいた御提案を踏まえて、取り組んでまいります。	-	-	-	-

No.	案への御意見		県の考え方	計画等における対応（計画案等の修正）				
	頁	行		御意見等（要約）	頁	行	修正前	修正後
第5	施策展開の基本方向							
	3 施策の総合的な推進							
	(4) 調査研究の推進							
第5	施策展開の基本方向							
	3 施策の総合的な推進							
	(5) 施策の推進体制							
その他								
96	全体を通して	全体	<p>あくまでも「基本計画」であり、具体的な施策や規制内容を定めるものではないことは重々認識したうえで、以下のような課題があると考えます。</p> <p>1. 「琵琶湖の環境」と「レジャー（利用者）」の共生は謳っているが、最も切実な「湖岸住民の生活環境の確保」について十分に言及されていない。</p> <p>2. レジャー対策の胆であり、かつこれまで最も棚上げされてきた「違反者の取締り強化と罰則適用の徹底」について、どのように改善していくのか具体的に言及されていない。</p> <p>3. 上記の取締り強化を実現するために不可欠と考えられる、「警察機関（県警および水上警察署）や地域住民との連携強化」について、何も言及されていない。</p> <p>4. 各所に「条例の改正も含めた検討」という表現があるが、具体的に条例のどの項目をどのように変更するのか、言及されていない。または、基本計画に盛り込まないのであれば、早急に具体的な条例改正案を地域住民に提示すべきと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、本計画は、琵琶湖レジャー利用適正化の「基本計画」と位置付けられており、全体として概略的な内容としています。具体的に取り組む中で、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります。</p> <p>1 本計画原案の「第3琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標」では、地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさないレジャー利用を基本理念として記載しています。 なお、条例第1条においても、琵琶湖の周辺における生活環境の保全に資することを目的と記載しています。</p> <p>2 罰則の適用については、個々の事案に応じて対応する必要があることから、具体的に記載できませんが、琵琶湖ルール各種について、条例に定められた規定に基づき取り組んでまいります。</p> <p>3 琵琶湖ルール各種に応じて取り組んでいく必要があることから、取締の強化のみを一律に記載しておりませんが、「第5 1 (1) ウ(力) 航行規制遵守の徹底」において、取締の強化や違反者への対処について記載しています。</p> <p>4 本計画原案では、航行規制水域について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行う旨記載しています。具体的な検討は今後ですが、例えば、以下の点などについて総合的に、規制の課題や制約を整理しながら進めてまいりたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行規制水域の種類 ・航行規制水域のエリア ・航行規制の内容 ・取締の体制や方法 など 	-	-	-	-